

## プライベートバンクとは何？

### オンショア市場の減税競争

法人をどの国に登記するかが自由であれば、一国だけが高い法人税を課すことはできません。これによって、法人税率の引き下げ競争が引き起こされています。タックスヘイヴン政策で奇跡的な経済成長を遂げたアイルランドがよい事例ですが、アジア圏でもシンガポールが 2008 年に法人税率を 18 パーセントに引き下げ成功しています。

オンショア(国内市場)ではあっても、外国の投資家や企業の資産管理を受け入れ、自国より比較的税金が低く、規制も緩くして、外国からの資本流入を誘致している国・地域があります。特にスイスは、永世中立国として、革命と動乱の中、世界各国の貴族や富裕層階級の資産を守り通してきた歴史があり、金融の代表国としての地位が築き上げられてきました。政治的に安定しているという事も絶対条件で、オフショアほど資産運用に自由度や税制優遇はないですが、国家として安定しており、有利な資産運用環境が確立されている「スイス」で発展したビジネスがプライベートバンクです。

### プライベートバンクのビジネス

純粋なプライベートバンクはスイスのプライベートバンカーズ協会に加盟している銀行のみだそうですが、広義には、富裕層向けの総合資産運用サービスのことを指す事が多いようです。しかし第2次世界大戦時には 60 行ほどあったプライベートバンカーが現在では 9 行に激減しているのです。なぜでしょうか。

金融業はどの国でも免許制・登録制で、国外金融機関による営業行為は認められていません。金融危機前まで、この規制をかいくぐるために、UBS、クレディスイス、香港上海銀行など大手金融機関のプライベートバンク部門は、香港に日本人(および日本語を話す外国人)担当者からなる「ジャパンデスク」を擁し、日本の富裕層を積極的に開拓していました。米国でも、チューリッヒやジュネーブに米国人顧客を担当する 70~80 人規模のプライベートバンカーを抱え、彼らが観光などを装って頻繁にアメリカに入国して営業をしていました。

米国の顧客がスイスのプライベートバンクに求めたものは、守秘性と租税回避でした。スイスでは、無申告や申告漏れなどの消極的脱税と、書類の偽造などをともなう積極的脱税が区別されています。刑事罰の対象となるのは積極的脱税だけで、消極的脱税は駐車違反と同じく罰金などの行政罰しか科されないのです。

海外の金融資産で得た利益を申告しないのは米国では脱税とされますが、スイスでは違法ではないのですから、顧客情報は銀行秘密法によって守られます。米国とスイスは租税条約を締結していますが、たんなる無申告は情報交換の対象外だという訳です。かりに米国人顧客が市民の義務を無視したとしても、その事実が税務当局に知られて不利益を被るおそれはないと考えられていました。

### 米国の逆襲

UBS が地元の米国でライバルたちから富裕層の顧客を奪い取るには、彼らにはない特別な便宜を提供できなくてはならず、それが脱税幫助であったのです。UBS のビジネスモデルは、言ってみれば、スイスの主権を利用して米国の主権を侵害する、というものです。その理屈が背景にある以上、米国当局が彼らのビジネスを受け入れないのは当然でした。

2008 年 11 月、米司法当局はプライベートバンク最大手の UBS の幹部を脱税の共謀犯として起訴し、UBS は総額約 780 億円の罰金と約 4500 件の口座情報の提供を余儀なくされました。米国政府は、当時タックスヘイヴンによって毎年最大 700 億ドル(約 7 兆円)の損失が国庫に生じていると推計していました。

この衝撃的事件は、プライベートバンクへの逆風の始まりに過ぎず、その後も顧客情報の流出に歯止めがかかっていません。またスイスは、OECD 加盟国として情報交換の国際新基準も受け入れる予定です。プライベートバンクはそのビジネスモデルのメリットを、守秘性と租税回避以外に移す必要がありそうです。